

一般財団法人土地総合研究所、一般財団法人民間都市開発推進機構、一般財団法人森記念財團及び一般財団法人地域開発研究所の間における連携・協力の推進に関する協定書

本協定書は4通作成し、甲、乙、丙及び丁はそれぞれ1通を保管する。

令和4年3月1日

(目的)

第1条 本協定書は、一般財団法人土地総合研究所（以下「甲」という。）一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「乙」という。）、一般財団法人森記念財團（以下「丙」という。）及び一般財団法人地域開発研究所（以下「丁」という。）が、相互に設立の趣旨を尊重し、それぞれの機関の研究能力、人材等を活かし連携・協力することによって、まちづくり、地域づくりの推進に資する研究・事業を展開し、我が国の国土・地域・都市の振興及びそれらを担う人材育成を図ることを目的とする。

(連携・協力の推進)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するために、以下の連携・協力を推進する。

- (1) 共同研究等の研究協力
- (2) 共同開催の講演会等の啓発事業
- (3) 人材育成
- (4) その他本協定の目的を達成するため必要な連携・協力

2 甲、乙、丙及び丁は前項の連携・協力を実施するため、必要に応じて本協定に基づく個別覚書等を締結する。

(連携推進協議会)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携・協力を推進するため、連携推進協議会を置き、必要に応じて協議を行う。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、令和4年3月1日から令和5年2月28日とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれからも解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

(協定書の解釈等)

第5条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定書に定めのない事項が生じた場合、甲、乙、丙及び丁は、その取扱いを協議するものとする。

甲 一般財団法人土地総合研究所

理事長 押田 彰

乙 一般財団法人民間都市開発推進機構

理事長 花岡 洋文

丙 一般財団法人森記念財團

理事長 小林 重敬

丁 一般財団法人地域開発研究所

理事長 福富 光彦